

予 算 要 求 資 料

令和 3 年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：老人福祉費

事業名 軽費老人ホーム事務費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 高齢福祉課 施設整備係 電話番号：058-272-1111 (内 2601)

E-mail: c11215@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 547,120 千円 (前年度予算額：555,118 千円)

<財源内訳>

| 区 分 | 事業費 | 財 源 内 訳 | | | | | | | |
|-----|---------|------------|------------|------------|----------|-----|-----|-----|------------|
| | | 国 庫 支出金 | 分担金 負担金 | 使用料 手数料 | 財産 収入 | 寄附金 | その他 | 県 債 | 一 般 財 源 |
| 前年度 | 555,118 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 555,118 |
| 要求額 | 547,120 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 547,120 |
| 決定額 | 547,120 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 547,120 |

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

軽費老人ホームは、無料または低額な料金で老人を入所させ、食事の提供その他の日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設であるが、入所者(※1)の約55%が収入150万円以下(令和2年度見込)という状況であり、補助金によりこれら入所者の経費負担を軽減するものである。

※1 入所者は、自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者。

【経緯】

- ・昭和40年度 国と県による、軽費老人ホーム事務費補助制度創設
- ・平成16年度 三位一体改革により、国庫補助金が一般財源化(県分、市町村分の普通交付税で措置)

(2) 事業内容

軽費老人ホームの入所者が支払うべき事務費(※2)の一部を入所者の所得に応じて施設が減免した場合に、その減免した額を施設に対し補助する。

※2 事務費：施設を運営するために必要な、職員の俸給、職員諸手当、賃金、社会保険料事業主負担金、旅費、庁費、修繕費、委託費、利用者保健衛生費、備品購入費等並びに人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金及び本部会計繰入金に充当する経費。

- ・補助対象者：社会福祉法人（施設設置者）
- ・補助対象施設：27施設（利用定員940人）
 - ＜補助対象外＞市町村立施設（平成16年度～）
 - 岐阜市内施設（中核市である岐阜市において補助）

（3）県負担・補助率の考え方

県 10/10

事務費実支出額と条例等に定める基準額のいずれか小さい方の額から、入所者からの事務費実徴収額を控除した額を補助

（4）類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

| 事業内容 | 金額 | 事業内容の詳細 |
|------|---------|-------------------------|
| 補助金 | 547,120 | 軽費老人ホームの運営に要する費用に対する補助金 |
| 合計 | 547,120 | |

決定額の考え方

4 参考事項

（1）各種計画での位置づけ

第8期岐阜県高齢者安心計画に掲載予定

（2）国・他県の状況

全都道府県において同様の補助事業を実施している。

国は「軽費老人ホーム設置運営要綱」により、事務費単価等を「技術的助言」として通知している。

（3）事業主体及びその妥当性

施設設置者（社会福祉法人）

入所者の経費負担軽減を目的とするものであるが、合理性、効率性から個人に対してではなく、施設に対して補助することが妥当である。

県単独補助金事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

| | |
|-----------|---|
| 補助事業名 | 軽費老人ホーム事務費補助金 |
| 補助事業者（団体） | 社会福祉法人 （理由）軽費老人ホームの設置者に対する補助であるため。 |
| 補助事業の概要 | （目的）低所得入所者の経費負担を軽減する。 （内容）入所者が支払うべき事務費の一部を入所者の所得に応じて施設が減免した場合に、その減免した額を補助。 |
| 補助率・補助単価等 | 定額・定率・ その他 （例：人件費相当額） （内容）①施設の事務費実支出額又は②基準等に定める事務費基準額＋加算額を比べて少ない額から（入所者から徴収した事務費実徴収額）を差し引いた額 （理由）厚生労働省通知による。 |
| 補助効果 | 低所得高齢者の軽費老人ホーム利用の支援 |
| 終期の設定 | 終期 令和5年度 （理由）岐阜県高齢者安心計画の期間に合わせて見直しを行うため |

（事業目標）

・終期までに何をどのような状態にしたいのか

独立して生活するには不安が認められる低所得の高齢者が、過度な経済的負担を伴わずに安心して軽費老人ホームに入所できる環境を継続する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

| 指標名 | 事業開始前 (S37年度末) | 目標 (R3年度末) | 目標 (R5年度末) |
|------------------------------------|-------------------|---------------|---------------|
| ①軽費老人ホーム施設数 (岐阜市内所在及び市町村立施設を除く) | — | 27 | 29 |

| | H29年度 | H30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 (要求) |
|---------|-----------|-----------|-----------|--------------------|--------------------|
| 補助金交付実績 | 520,353千円 | 523,976千円 | 548,992千円 | (予算額) 555,118千円 | (要求額) 547,120千円 |
| 指標①目標 | 27 | 27 | 27 | 27 | 27 |
| 指標①実績 | 27 | 27 | 27 | (見込値) 27 | — |
| 指標①達成率 | 100% | 100% | 100% | (見込値) 100% | — |

(前年度の成果)

低所得者の施設入所にかかる費用負担を軽減することができた。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

円滑な事業執行に資するため、施設の運営事業者との連絡調整を密に行う必要がある。

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か）

○：必要性が高い △：必要性が低い

(評価)

○

社会的ニーズの高い軽費老人ホームに対して、利用料の一部を施設が減免した場合に、その減免した額を補助するものであり、低所得高齢者の施設利用支援対策として必要性は高い。

・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか）

○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている

△：まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価)

○

県内の同施設への入所割合は、96%を超える状況にあり、また、全ての施設で利用者負担の軽減措置が講じられている実態から、利用料減免に対する県の支援は有効である。

・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか）

○：効率化は図られている △：向上の余地がある

(評価)

○

年度末の実績報告審査に時間を要するため、2月頃に中間確認を行うことにより効率化を図っている。

(事業の見直し検討)

国の制度に基づく補助であり、制度改正時に見直しを検討する。

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

継続・削減・統合・廃止

(理由) 事業の必要性からも、継続して実施する。